原規規発第１９０４０１５号
平成３１年４月１日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長　殿

原子力規制庁原子力規制部
安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）　金城　慎司

平成３１年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号）第５７条第５項の規定に基づく平成３１年度保安検査について、原子力規制委員会は、別紙のとおり実施することといたしました。

つきましては、検査を実施する貴事業所に対しても別紙の内容についてお知らせいたします。

原規規発第１９０４０１５号
平 成 ３ １ 年 ４ 月 １ 日

平成３１年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号）第５７条第５項の規定に基づき、使用者及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況の検査（平成３１年度保安検査）について、別添のとおり実施することとする。

（別添）

１．検査実施場所

国立研究開発法人　日本原子力研究開発機構　核燃料サイクル工学研究所（使用施設）

２．検査実施時期

（１）第１四半期：４月～６月（このうちの１０週間程度）
（２）第２四半期：７月～９月（このうちの１０週間程度）
（３）第３四半期：１０月～１２月（このうちの１０週間程度）
（４）第４四半期：１月～３月（このうちの１０週間程度）

３．検査担当職員

東海・大洗原子力規制事務所職員　他

４．検査項目

平成３１年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。

（１）　基本検査で実施する保安検査の内容

①施設操作の実施状況
・運転管理
・臨界安全管理

②保守管理の実施状況
・保守管理
・施設の改造

③品質保証活動の実施状況
・品質マネジメントシステムの運用

④放射廃棄物管理の実施状況
・放射性気体・液体廃棄物の管理
・放射性固体廃棄物の管理

⑤放射線管理の実施状況
・放射線防護

⑥非常時の措置の実施状況
・火災防護（１年検査（設備））
・非常時等の措置

（２）追加検査で実施する保安検査の内容

平成３０年度第４回保安検査において、保安規定違反が確認された「プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染」（法令報告事象）について、追加検査を実施する。